

## 平成26年度 第3回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

1 日時：平成27年2月4日（水）10：00～10：57

2 場所：千葉ポートサイドタワー12階 第2会議室

### 3 出席者

(1) 委員

保坂 亨 委員長、岩崎 弘一 委員、永嶋 久美子 委員、星 幸広 委員

(2) 教育委員会職員

田辺 裕雄 教育次長、磯野 和美 学校教育部長、小川 彰 学事課長、伊藤 剛 教職員課長、山本 幸人 指導課長、津野 政彦 保健体育課長、遠藤 悟 教育センター所長、山本 雅司 養護教育センター所長

(3) 事務局

鳥海 数憲 指導課担当課長、安部 浩一 指導課主任指導主事、大西 徹 指導課指導主事

### 4 議題

(1) 「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」の一部改正について

(2) 平成25年度のいじめの状況等について

(3) 「千葉市いじめ防止基本方針」（案）について

①第2章1(1)①の「千葉市いじめ問題対策連絡会」について

②第2章3(1)の重大事態の意味について

(4) その他

### 5 議題の概要

(1) 「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」の一部改正について  
事務局より説明があった。

(2) 平成25年度のいじめの状況等について  
事務局から説明があり、協議した。

(3) 「千葉市いじめ防止基本方針」（案）について  
事務局から説明があり、協議した。

### 6 議題の概要

#### ○開会

#### ○教育次長挨拶

おはようございます。寒さも厳しくなり、年度末にかけ大変ご多用な折、委員の皆様方には、本日ご参加いただいたことに感謝しております。

10月15日に実施しました前回の委員会では、本市のいじめ防止基本方針の策定計画や骨子等について協議していただき、ありがとうございました。

その後、教育委員会で作成した素案について、委員の皆様に加除修正等をしていただくとともに、市長部局や教育委員会の関係各課、各所等にも修正意見の照会を行い、原案を取りまとめているところです。

本日は、文部科学省が実施した「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」の概要から、本市のいじめの状況等について確認していただくとともに、現段階での「千葉市いじめ防止基本方針（案）」について協議していただきたいと考えております。

現在、教育委員会では、平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長発の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」の通知を受け、制度の改革を進めております。改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等制度の抜本的な改革を行うものです。

特に、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことが規定されました。新「教育長」は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表になり、任期は3年になります。なお、施行期日は平成27年4月1日です。本法律の一部改正の施行を踏まえ、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」における「第7条の調査」の内容に、教育委員会の委員という記載がありますが、新たに教育長という文言を入れる必要があるため条例の見直しをする予定です。ご承知おきください。資料1頁から、本委員会の設置条例、資料5頁から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の概要と資料がありますので、後にご確認ください。

本市では、「人間尊重の教育」を施策の基調とし、いじめを許さない学校づくりを推進しているところですが、「本市のいじめ防止基本方針」を策定することから、さらに学校、家庭、地域、関係機関等の連携が密になり、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期対応かつ組織的な対応などが強化され、「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」が一層育まれていくことを期待しているところです。

結びに、委員の皆様におかれましては公私ともに大変ご多用なことと存じますが、いじめの防止等のための対策が一層充実するよう、特段のご尽力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

#### ○協議1 「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」の一部改正について

(保坂委員長) それでは、会議次第により議事を進めさせていただきます。

まず、設置条例の一部改正について確認します。事務局より説明をお願いします。

(事務局 安部主任指導主事) それでは、まず資料の3頁の「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。

本条例は、ご承知のとおり平成26年第1回定例市議会で議決され、平成26年4月1日から施行となり、本対策調査委員会を今年度から設置しました。資料5頁の第7条「調査」をご覧ください。第1項第1号に、事実関係に関する意見、説明等を求める対象者に「教育委員会の委員、教育委員会事務局」という記述があります。

また、第3項にも、「教育委員会の委員、教育委員会事務局」という記述があります。先ほど、田辺教育次長の挨拶にもありましたが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」が文部科学省初等中等教育局長から通知され、平成27年4月1日から施行となっています。資料7頁に概要についての資料があります。また、別紙の参考資料2に通知文があります。後でお読みいただきたいと思います。今までは、教育委員会には委員長がおり、教育長は教育委員会の委員の一員でしたが、法律の改正により、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになります。そのため、教育長は、教育委員会の一員ではありませんが、委員ではありません。そこで、「教育委員会の委員、教育委員会事務局」に「教育長」を付加する必要があります。条例の一部改正の内容は、設置条例第7条第1項第1号、及び第7条第3項に「教育長」を付加することです。その他の変更はありません。説明は以上です。ご確認をお願いします。

(保坂委員長) 今の説明に対して、質問、意見はありますか。それでは、教育長の立場の変更等を受けた条例の一部改正であり、本委員会の所掌事務等の変更ではないとのこと。この設置条例の一部改正についてはよろしいでしょうか。

(「承認」)

## ○協議2 平成25年度のいじめの状況等について

(保坂委員長) 続きまして、「平成25年度のいじめの状況等について」協議します。  
事務局より説明をお願いします。

(事務局 安部主任指導主事) 資料9頁の「資料3 平成25年度のいじめの状況等について」をご覧ください。

現在、平成26年度の学校教育活動が展開されているため、本年度の調査結果は3月末終了後に取りまとめていくこととなります。そのため、平成25年度の調査結果を示しております。学校で把握したいじめ認知件数は、小学校は592件、中学校は515件でした。

千葉市のいじめ認知件数が増えているのかについて説明します。

平成24年度のいじめ認知件数は、小学校が1,121件、中学校が844件であり、昨年度よりは減っております。昨年度は、文部科学省による「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査」があり、全学校で文部科学省のアンケート調査を実施しました。全てのいじめの態様が記載され、そのような行為を受けたことがあるかどうかを「はい、いいえ」で選択するものでした。最後に、その他として具体的にいじめの内容を書いてくださいという記述する欄もありましたが、「はい」を選択するだけでいじめ認知件数となることから、平成23年度はいじめ認知件数は、小学校が337件、中学校が306件であったのに対し、平成24年度は小学校が約3.3倍、中学校が約2.8倍に増加しました。全国の調査結果でも小学校が約3.5倍、中学校が約2.1倍に増加し、ほぼ同様の傾向が見られました。

現在は、学校で独自のアンケート調査を実施し、教育相談をしたり、個別に聴き取りをしたりしていじめの把握をしています。また、教師が日常の観察、児童生徒との会話、生活記録の点検等を通していじめを発見したり、本人や保護者等からの訴えを受けて事実関係を把握したりしております。

平成24年度はいじめ認知件数が急激に増加したため、昨年度と比較した場合は小・中ともに減少していますが、平成25年度と平成22年度、平成23年度とを比較すると、小学校は、22年度が294件、23年度が337件であったため増加傾向にあり、中学校は、22年度が461件、23年度が306件であったためやや増加したといえます。いじめ認知件数の増加については、いじめの未然防止をする観点からは減少することが好ましいですが、積極的にいじめを把握し、早期に対応していく観点からはいじめ認知件数の増加することが一概に悪いとはいえないこともあります。

千葉市のいじめ認知件数は全国、千葉県と比較して多いかどうかについて説明します。

小学校については、全国はいじめ認知件数は118,748件であり、1,000人当たりの認知件数は約17.8件です。千葉市はいじめ認知件数が592件であり、1,000人当たりの認知件数は約11.5件でした。

また、中学校については、全国はいじめ認知件数は55,248件であり、1,000人当たりの認知件数は約15.6件です。千葉市はいじめ認知件数が515件あり、1,000人当たりの認知件数は約21.0件でした。全国と比較しますと小学校が少なく、中学校が多い状況です。

千葉県の小学校のいじめ認知件数は13,914件であり、1,000人当たりの認知件数は約42.7件、中学校のいじめ認知件数は6,259件であり、1,000人当たりの認知件数は約37.7件です。千葉県と比較すると千葉市は小学校、中学校ともに少ない状況です。

いじめの解消については、「解消している」、「一定の解消が図られたが継続支援中」を合わせると、小学校が554件であり、いじめの認知件数に対して約93.6%になっています。中学校が476件であり、いじめの認知件数に対して約92.4%になっております。平成22年度から比較すると、毎年、「解消している」、「一定の解消が図られたが継続支援中」の割合は小・中ともに9割を超えている状況です。

いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多く、小学校が327件、中学校が205件となっております。

「いじめ対応マニュアル」を指導課ホームページに掲載していますが、全学校に対して必ずアンケート調査をするよう指導しているところです。続いて、「本人からの訴え」、「学級担任が発見」「本人の保護者からの訴え」が多い状況です。

次に、いじめの態様についてですが、ここは複数回答可としております。

最も多いいじめの態様は、「冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」であり、小学校が407件（全体に対して約68.8%）、中学校が294件（全体に対して57.1%）ありました。続いて多いいじめの態様は、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」でした。「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」という暴力を伴ったいじめや、「金品をたかられる」といういじめ事案も数は多くないものの発生しております。

また、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」といういじめの態様は、小学校が6件、中学校が55件あり、年齢が上がると急激に増えている状況があります。本年度の本市生徒指導調査研究委員会では、具体的な事例を掲載し、「ネットトラブルの対応」について報告書を作成しています。

最後に、「学校におけるいじめの問題に対応する日常の取組」についてですが、ここも複数回答可としております。校内の取組として、「職員会議等を通じて、教職員間の共通理解を図った」が最も多く、小学校が110校、中学校が55校となっております。また、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」は、小学校が109校、中学校が52校となっております。しかし、上から3段目の「いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った」や、上から5段目の「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった」については、まだ課題がある状況です。今後さらに積極的に相談する学校数を増やしていく必要があるといえます。

また、下から4段目の「学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた」は、小学校が16校、中学校が8校であり、平成25年度では非常に少ない状況でした。今年度は、全学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校のホームページで公開しているため、平成26年度の調査では改善されるものと想定されます。

平成25年9月28日からの「いじめ防止対策推進法」の施行を踏まえ、今後、「千葉市いじめ防止基本方針」を策定し、周知していくことから、学校の取組の充実だけでなく、学校、家庭、地域、関係機関等の連携協力が一層推進されることが求められている状況です。

説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

**(保坂委員長)** それでは、「平成25年度のいじめの状況等について」の説明がありましたが、委員の皆さんの意見はいかがですか。

**(永嶋委員)** 数字にとらわれるのは、必ずしも的確ではないと思いますが、数字が実態に反映しているのか、数字のもつ意味を分析していく必要があると思います。その中で、多い少ないが、必ずしもいい悪いとは言えませんが、千葉県のいじめ認知件数が、全国平均から見てもかなり高く、一方で千葉市は低いのはどのような意味をもつと分析されているのでしょうか。

**(事務局 安部主任指導主事)** 数字に関しては、千葉県のいじめ認知件数が高く、千葉市はいじめ認知件数が低いという状況ですが、一つはいじめの未然防止ということが非常に重要であると捉えており、いじめが発生しないように道徳教育や体験活動、こころの教育を通して、また望ましい人間関係の構築を通して、いじめを未然に防いでいくという視点から、いじめの認知件数が少なくなるのが好ましいと言えます。ただし、いじめの認知に関しては、早期発見、早期対応が求められており、このいじめの認知の仕方も非常に大きな問題と言えます。本市では、アンケート調査を必ず実施するよう、いじめ対応マニュアル等で指導しております。また、学校いじめ防

止基本方針をすべて提出していただき、その中の、いじめ防止指導計画という年間の計画がありますが、その中でアンケート調査を実施しているかどうか確認しているところでもあります。学校によっては、年に1回や年に3回と違いがあるので、いじめの認知に関することについては、本市でもある程度統一できることを、今後の課題として取り組んでいく必要があると考えています。

**(永嶋委員)** 数字のもつ意味というものを、もう少しじっくり考えていく必要があると感じます。

**(事務局 鳥海指導課担当課長)** いじめの認知件数に関しては、国の調査では、県によって10倍以上違う場合があります、現在行われているいじめの認知件数というのは、今後どういう形で役立てていけるのか、本市としても考えていかなければいけないと言えます。

**(教育次長)** 補足説明させていただきますと、千葉市でも24年度は、文科省のアンケート様式でアンケートを行うと数が増えています。県内も統一のアンケートで行っていない状況です。個々にばらばらの調査方法を行っていることから、同じ基準で数値を比較することはできないので、参考ということで捉えていただければと思います。

**(保坂委員長)** 数字を出すときに、基本的に経年比較することは無意味であり、都道府県比較も不可能ということをはっきり打ち出した方が、一般市民の方が、数字を見た時にどうしても経年比較することに興味をもつことは当然だと思うので、そのあたりを気を付けて発表していただければと思います。

**(保坂委員長)** それでは、今の意見を踏まえて、事務局で今後の対応をお願いします。

### ○協議3 「千葉市いじめ防止基本方針」(案)について

**(保坂委員長)** 続きまして、「千葉市いじめ防止基本方針」(案)について協議します。事務局より説明をお願いします。

**(事務局 安部主任指導主事)** 別紙の「資料4 千葉市いじめ防止基本方針について(案)」をご覧ください。

各委員様からの修正意見、市長部局、教育委員会からの修正意見を受け、間違いがあった箇所、内容変更に係る箇所を中心に修正しております。前回、委員様にお渡しした指導課の素案に対して、修正した箇所には下線を付けております。文言の修正については多くの指摘があり、文言に関する修正意見を反映するかどうかを現在検討しているところです。

協議をしていただきたい内容は、会議次第3(3)①の「千葉市いじめ問題対策連絡会」についてと、②の「重大事態の意味」についてです。

まず、①の「千葉市いじめ問題対策連絡会」について説明します。別紙の資料4では、4頁にあります。会議次第が書かれている資料の11頁も併せてご覧ください。資料5になります。現在の(案)では、名称を「千葉市いじめ問題対策連絡会」としており、いじめ防止対策推進法での「連絡協議会」とはしておりません。連絡会とした理由は、学校関係者、教育委員会、市長部局、児童相談所等の関係各課、各所、県警察関係者等の委員で会議を行った場合、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのように対策を講じているか等について情報交換を通して共通理解を図り、必要に応じて連携をとれるようにしていくことが趣旨となるからです。協議会では、何かの課題に対して結論を導いたり、テーマを設定して方向性を決定したりする等の必要がありますが、その趣旨で会議を行うことは想定しておりません。

また、一番下の枠にある国のいじめ防止基本方針では、「また、法に定める『いじめ問題対策連絡協議会』は条例で設置されるものですが、機動的な運営に必要な場合などは、条例を設置根拠としない会議体であっても、法の趣旨を踏まえた会議を設けることは可能である。」と示されております。

このことについて、ご協議をお願いします。

**(保坂委員長)** 「千葉市いじめ防止基本方針」(案)の「千葉市いじめ問題対策連絡会」についていかがですか。

(「原案のとおりで問題はない」)

(教育次長) ご協議ありがとうございます。教育委員会では、来年度に「千葉市いじめ問題対策連絡会」を設置できるよう努めて参ります。

(保坂委員長) 続いて、「重大事態の意味」について事務局より説明をお願いします。

(事務局 安部主任指導主事) 別紙の資料4では、13頁にあります。会議次第が書かれている資料の12頁の資料5も合わせてご覧ください。

現在の(案)の例示では、「例えば、次のケースが想定される。児童生徒が自殺を企図した場合、心身に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合など」としております。下の枠には、国のいじめ防止基本方針を掲載しています。そこでの例示は4つあり、「例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。」となっています。

「身体に重大な被害を負った場合」と「精神性の疾患を発症した場合」を取りまとめて記述しています。また、精神性の疾患だけでは、いじめにより発症したか判断がつかないこともあります。

「心身に重大な障害を負った場合」という表現が適切かどうかも含めご協議をお願いします。

(保坂委員長) 各委員の皆様から何か意見を伺います。

(岩崎委員) 「心身に重大な障害を負った場合」という表現がいいのか、「精神性の疾患を発症した場合」のどちらの表現がいいのかというところですが、疾患を発症、発病という病名をつけることが目的ではなく、大切なことは、対象となる方の状態を把握することです。そういう意味では、「精神性の疾患を発症した場合」だと、やや意味合いが狭くなると考えます。障害を負ったという言い方は表現として問題はありませんが、負ったという表現については議論の余地があります。

(永嶋委員) いじめ防止対策推進法の解説書を見ますと「心身に疾患や重大な障害を生じた場合」という表現でまとめられています。法的に適正な表現かという点からすると、疾患という言葉を用いて、障害という言葉は用いないのではないかと法的に考えますが、どうでしょうか。

(岩崎委員) どちらでもあると思います。障害と疾患で何がちがうかが問題です。

(保坂委員長) 狭くするのか、広くするのかという観点から言うと、千葉市が提案している方が広いということでもよろしいでしょうか。

(永嶋委員) 解説書から考えると「心身に疾患や重大な障害が生じた時」という表現がベターと考えます。

(保坂委員長) 岩崎委員からのご指摘で、「負った」という表現と「生じた」という表現の違いはいかがでしょうか。

(永嶋委員) 「負った」という表現は、イメージ的には広がるのでしょうか。因果関係が広めに捉えるのが「負った」で、「生じた」というと、もう少し限定的な因果関係と感ずるのはいかがでしょうか。

(岩崎委員) 原因があつて結果があるわけですから、その原因がどこまで発生に関与したかということではありますが、どちらも表現上の問題だと思いますので、どちらが狭いかどうかはむずかしいところです。

(永嶋委員) 法的には、どちらでもいいかと思ひます。

(岩崎委員) 負わせたとなると、逆に狭くなることもあり得ます。

(保坂委員長) 「負った」と「生じた」では、「生じた場合」の方がいいと思ひます。因果関係の問題が常にあると思ひますが、この原案でもよろしいでしょうか。

(永嶋委員) 「心身に重大な障害」という主旨を反映した文言として、「心身に疾患や重大な障害」というわけですから、重大性というのは障害のみならず、疾患にもかかる言葉と解釈されると考へていますがよろしいでしょうか。

(保坂委員長) それでいいと思ひます。

(保坂委員長) この委員会としては、素案からの段階で若干文言を修正したということで、重大事

態の意味として「心身に疾患や重大な障害が生じた場合」と取りまとめたということでしょうか。

(「異議なし」)

**(教育次長)** ご協議ありがとうございます。重大事態の例示につきましては、修正をします。

**(保坂委員長)** その他、ご意見はありますか。

(「特になし」)

**(保坂委員長)** それでは、以上で協議を終わります。ありがとうございました。

ここから先の進行は事務局をお願いします。

**(事務局 鳥海指導課担当課長)** 長時間にわたり、貴重なご協議ありがとうございました。

それでは、連絡と今後の予定について確認させていただきます。

**(事務局 大西指導主事)** 本委員会の議事録は、公開になります。千葉市ホームページで公開となりますのでご承知おきください。前回までの本委員会の議事録は、既に千葉市ホームページに掲載しております。

**(事務局 安部主任指導主事)** 本委員会の協議を踏まえ、「千葉市いじめ防止基本方針」(案)を修正します。また、現在、市長部局、教育委員会からの文言修正等に関する意見を吟味しているところですが、それも全て確認して修正した原案を作成します。その修正案を委員の皆様へ送付し、点検・確認していただき、教育委員会の案とする予定です。その後、学校等に「千葉市いじめ防止基本方針」(案)について照会をしていく予定です。

○閉会